

# ファミリー・子育て



子どもたちの健やかな成長願ひ

## 会員登録をするには

申込書を市ファミリー・サポート・センター（総合教育プラザ・勤労女性センター内）へ提出してください。後日、半日程度の簡単な研修を受ければ、会員証を発行します。登録料は無料で、会費なども掛かりません。

また、会員登録を希望する人に対して、次のとおり五方所で説明会を

開きます。

日時・会場 7月13日 午前10時・上川淵公民館 同午後2時・城南支所 7月17日 午後6時30分・勤労女性センター 7月27日 午前10時・南橋公民館 同午後2時・元総社公民館 対象は会員登録を希望する人 申し込みは開催日の3日前までに同センター 230 900 7へ

問い合わせは市ファミリー・サポート・センター 230 9007へ。

## 住民基本台帳ネットワークシステム

### 8月5日からスタートします

八月五日 から「住民基本台帳ネットワークシステム」が全国の市区町村で稼働します。

これは全国の市区町村の住民基本台帳と都道府県、国などの機関をネットワークで結び、電子政府・電子自治体の基盤を作るシステム。わたしたちの生活とどのようにかわるのか、Q&Aで具体的に紹介します。

Q 住民基本台帳ネットワークとはなんですか。

A 各市区町村の住民記録の担当課で記録・保有している電子情報のうち、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード（無作為に抽出した十

一位たの固有の番号）、付随情報（住所などが変わった日付や理由）の六つの情報を、全国の都道府県や国と専用回線をつなぎ、本人確認ができる仕組みのことで、

Q 何がどう変わるのですか。

A 市区町村、都道府県、国で情報を共有するので、上表のとおり、一部の行政手続きで住民票の写しの添付が不要に。また、平成十五年八月からは住民基本台帳カードを利用することで、各種のサービスが受けられるようになります。

Q 個人情報他に漏れてしまいませんか。

A 技術や制度、運用面などで個人

情報保護に万全の対策を行います。技術的には、市区町村と都道府県、国で保存する情報は、住所などの六つの情報に限定。また、送信する情報を暗号化し、安全性の高い専用回線をつなぎます。

制度・運用では、法律で情報提供の利用先や利用目的を具体的に限定し、目的外利用はできません。住民票コードの民間利用も禁止しています。

Q 自分の住民票コードを知りたいのですが。

A 市から八月中旬に、住民票コードを八ガキでお知らせします。個人情報保護のため、電話での問い合わせには答えられません。八ガキは大切に保管してください。

問い合わせは市民課 890 6106へ。

住民票の提出が不要になる主な手続き	
行政機関など	内容
総務省	恩給などの支給、無線局の許可
国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合など	共済年金の支給
厚生労働省	戦傷病者遺族への遺族年金などの支給、業務災害・通勤災害に関する保険給付、求職者給付などの支給
人事院など	公務災害・通勤災害に対する補償
県	児童扶養手当の支給、一般旅券の記載事項の訂正など、宅地建物取引主任資格の登録
国土交通省	不動産鑑定士の登録、第一種旅行業の登録
国土交通省または県	建設業の許可、宅地建物取引業の免許、建築士の免許
気象庁	気象予報士の登録
市選挙管理委員会など	県内に住所を移した人の県選挙の選挙権の確定